

## 第 3 期津島市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表（令和 7 年度改正）

改正案	現行
<p>p 11</p> <p>2 教育・保育施設の状況</p> <p>(1) 保育所</p> <p>本市の保育所について、令和 6 年度現在、市内に公立 1 園、私立 1 園となっています（図表 2 - 6 - 1）。</p> <p>平成 31 年度に市内 1 施設、令和 2 年度に市内 6 施設が認定こども園に移行したことにより、保育所在園児童数は減少し、令和 5 年度の保育所在園児童数は 110 人となっています。（図表 2 - 6 - 2）。</p> <p><u>令和 8 年度より共存園保育所が、幼保連携型認定こども園へ移行予定です。</u></p>	<p>p 11</p> <p>2 教育・保育施設の状況</p> <p>(1) 保育所</p> <p>本市の保育所について、令和 6 年度現在、市内に公立 1 園、私立 1 園となっています（図表 2 - 6 - 1）。</p> <p>平成 31 年度に市内 1 施設、令和 2 年度に市内 6 施設が認定こども園に移行したことにより、保育所在園児童数は減少し、令和 5 年度の保育所在園児童数は 110 人となっています。（図表 2 - 6 - 2）。</p>

p 42

【図表 4-5-1 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズを含む）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	327	329	331	321	327
1号認定	271	273	274	267	271
2号認定（保育の必要ありで幼稚園希望）	56	56	57	54	56
②確保方策	387	<u>382</u>	<u>382</u>	<u>382</u>	<u>382</u>
特定教育・保育施設	387	<u>382</u>	<u>382</u>	<u>382</u>	<u>382</u>
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
差（②-①）	60	<u>53</u>	<u>51</u>	<u>61</u>	<u>55</u>

p 42

【図表 4-5-2 2号認定】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	645	650	654	633	645
②確保方策	685	<u>670</u>	<u>670</u>	<u>670</u>	<u>670</u>
特定教育・保育施設	685	<u>670</u>	<u>670</u>	<u>670</u>	<u>670</u>
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②-①）	40	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>37</u>	<u>25</u>

p 42

【図表 4-5-1 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズを含む）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	327	329	331	321	327
1号認定	271	273	274	267	271
2号認定（保育の必要ありで幼稚園希望）	56	56	57	54	56
②確保方策	387	<u>387</u>	<u>387</u>	<u>387</u>	<u>387</u>
特定教育・保育施設	387	<u>387</u>	<u>387</u>	<u>387</u>	<u>387</u>
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
差（②-①）	60	<u>58</u>	<u>56</u>	<u>66</u>	<u>60</u>

p 42

【図表 4-5-2 2号認定】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	645	650	654	633	645
②確保方策	685	<u>685</u>	<u>685</u>	<u>685</u>	<u>685</u>
特定教育・保育施設	685	<u>685</u>	<u>685</u>	<u>685</u>	<u>685</u>
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②-①）	40	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>52</u>	<u>40</u>

【図表 4 - 5 - 3 3号認定（0歳児）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	30	31	31	32	32
②確保方策	68	65	65	65	65
特定教育・保育施設	67	64	64	64	64
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②-①)	38	34	34	33	33

【図表 4 - 5 - 4 3号認定（1歳児、2歳児）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	310	309	311	321	324
1歳児	158	151	160	161	163
2歳児	152	158	151	160	161
②確保方策	378	391	391	391	391
特定教育・保育施設	371	384	384	384	384
特定地域型保育事業	7	7	7	7	7
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②-①)	68	82	80	70	67

【図表 4 - 5 - 3 3号認定（0歳児）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	30	31	31	32	32
②確保方策	68	68	71	71	71
特定教育・保育施設	67	67	70	70	70
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②-①)	38	37	40	39	39

【図表 4 - 5 - 4 3号認定（1歳児、2歳児）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	310	309	311	321	324
1歳児	158	151	160	161	163
2歳児	152	158	151	160	161
②確保方策	378	378	380	380	380
特定教育・保育施設	371	371	373	373	373
特定地域型保育事業	7	7	7	7	7
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②-①)	68	69	69	59	56

2 こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付、乳児等通園支援事業）について

こども誰でも通園制度とは、子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

子どもを中心に、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

当市では、多様化するライフスタイルに寄り添えるよう令和8年度から東地区子育て支援センター、民間施設では真こども園において実施する予定です。

今後、既存の施設や利用者の状況を考えながら、他施設においても実施を検討していきます。

確保方策等は、既存の体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

2 こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付、乳児等通園支援事業）について

こども誰でも通園制度とは、子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

子どもを中心に、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

本市においては、令和8年度からの実施に向け準備を進めます。

p 57

### 3 教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保

本市は、幼稚園や保育所でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育等を一体的に提供します。

認定こども園においては、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができる施設として、整備を推進してまいります。

また、幼稚園や保育所等においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ情報を共有することで、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

p 57

### 3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市は、幼稚園や保育所でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

認定こども園においては、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができる施設として、整備を検討してまいります。

また、幼稚園や保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。